令和５年１２月１２日　厚生委員会

市民生活部子育て支援課

議 案 説 明 資 料

１　議案第７５号　田川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について　・・・Ｐ１

議案第７５号　田川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

１　改正理由

令和５年９月１５日に国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部が改正された。

本市では、田川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）を制定する際、国の基準を参酌し、条項を規定している。

このことから、国の関係法令等の改正に伴い、本市の基準条例についても改正を行う必要が生じたものである。

２　改正の主な内容

引用条項及び読み替え規定の改正

３　改正による影響及び効果

関係規定を整備することにより、適切な運用を図ることができる。

４　施行日

公布の日から

５　新旧対照表

別紙のとおり

○田川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
目次から第１４条まで　略 （特定教育・保育の取扱方針） 第１５条　略 ⑴　略 ⑵　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第１０項の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項 ⑶及び⑷　略 ２　略 第１６条から第３４条まで　略 （特別利用保育の基準） 第３５条　略 ２　略 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合にお	目次から第１４条まで　略 （特定教育・保育の取扱方針） 第１５条　略 ⑴　略 ⑵　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第１１項の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項 ⑶及び⑷　略 ２　略 第１６条から３４条まで　略 （特別利用保育の基準） 第３５条　略 ２　略 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合にお

新（改正案）	旧（現行）
いて、第６条第２項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。	いて、第６条第２項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。
（特別利用教育の基準）	（特別利用教育の基準）
第３６条　略	第３６条　略
２　略	２　略
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供す	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供す

新（改正案）	旧（現行）
る場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれを含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ど	る場合には、特定教育・保育には特別利用教育、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれを含むものとして、前章（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

新（改正案）	旧（現行）
も（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 第３７条から第５３条まで　略	 第３７条から第５３条まで　略